

## 川崎市公告第1103号

（仮称）ニトリ川崎高津計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書に  
ついて

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書及び要約書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年7月8日

川崎市長 福田 紀彦

## 条例環境影響評価準備書について

### 1 指定開発行為者

名 称： 株式会社ニトリホールディングス  
代表者： 代表取締役 似鳥 昭雄  
所在地： 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

### 2 指定開発行為の名称及び種類

#### (1) 名称

(仮称) ニトリ川崎高津計画

#### (2) 種類

商業施設の新設（第三種行為）

### 3 指定開発行為を実施する区域

神奈川県川崎市高津区二子四丁目550 外

### 4 指定開発行為の目的及び内容

#### (1) 目的

商業施設の建設

#### (2) 内容

敷地面積： 約 12,370 m<sup>2</sup>

延べ面積： 約 23,370 m<sup>2</sup>

### 5 指定開発行為の施行期間

令和7年度～令和9年度

### 6 条例環境影響評価準備書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響の総合的な評価

第8章 関係地域の範囲

第9章 その他

資料編

## 7 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

### (1) 期間

令和7年7月8日（火）から令和7年8月21日（木）まで

### (2) 場所及び時間

高津区役所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、高津区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。

※縦覧開始日（7月8日）は、午前10時から縦覧を行います。